

平成25年度 地域保健総合推進事業

地方自治体における公衆衛生医師職員の 確保と育成に関するガイドライン

「公衆衛生に係る人材の確保・育成に関する調査および実践活動」

地域保健総合推進事業班

2014/3/31

目次

1 基本的な考え方	2
1) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発について	2
2) 公衆衛生医師の確保について	2
3) 公衆衛生医師の育成について	2
4) 公衆衛生医師の確保・育成のための推進体制の整備と評価について	2
2 人材確保のための具体的な方策	3
1) 採用計画の策定と運用.....	3
2) 関係機関・団体等との連携体制の活用.....	3
3) 募集方法の工夫.....	4
4) 自治体間の人事交流等.....	5
5) 奨学金等の制度.....	5
6) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発.....	6
1) 医学生向けの講義等	6
2) 医学生向けの実習等	6
3) 卒後臨床研修の受け入れ.....	7
4) セミナーの開催などの生涯教育.....	7
5) 医学生向けの普及・啓発.....	8
6) 一般向けの普及・啓発.....	8
3 人材育成のための具体的な方策	9
1) 研修計画の策定・運用.....	9
2) 人事異動と人事交流	9
3) 職場環境の整備と公衆衛生医師の複数配置	10
4) 企画立案・調査研究事業等への参加	10
5) 医育機関等との連携による調査研究事業等への参加	10
6) 専門能力の向上.....	11
7) マネジメント能力の向上.....	12
8) 処遇の工夫.....	12
【参考文献】	13
公衆衛生医師の確保と育成に関するチェックリスト.....	14
資料1 鹿児島県保健医療計画 公衆衛生医師確保についての記載.....	16
資料2 大阪府公衆衛生医師職員募集パンフレット.....	18
資料3 東京都医師募集パンフレット.....	22
資料4 福岡県医師採用試験案内 及び「福岡県先輩医師からのメッセージ」	23
資料5 香川県 地域医療スピリット チラシ.....	26
資料6 三重県 保健所実習スケジュール修正版（一例）	27
資料7 群馬県 保健所研修ノート（抜粋）第3版.....	28
資料8 大阪府 25年度医師業務研修等実績一覧	33
資料9 福岡県医師研修実施要領及び実績	34
分担事業者・事業協力者・助言者・事務局 一覧.....	36

1 基本的な考え方

感染症や自然災害、飲料水、食中毒等の健康危機管理対策、地域での生活を支える地域医療や地域包括ケア体制整備等、予防・医療・環境・介護等、幅広い分野において保健所が地域における公衆衛生の frontline 機関としてその役割と機能を十分に果たしていくためには、保健所長及び保健所医師の役割が重要である。

しかしながら、近年、保健所管轄区域の広域化、市町村合併の進展に伴う管内自治体数の減少、行財政改革の推進等の影響もあり、保健所長数の減少はもとより保健所長の兼務率の上昇、保健所の統合組織化に伴う保健所長の職位の低下、30歳代～50歳代の中堅保健所医師の早期退職の増加等、保健所に勤務する公衆衛生医師の確保や育成は、地域における公衆衛生の維持向上のために極めて重要かつ喫緊の課題である。

そこで本ガイドラインは、これまで当事業班で実施してきた各種調査や実践事業、総務省が作成した「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」、厚生労働省が作成した「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書」等の資料を参考として、公衆衛生医師の確保と育成に関して重要な役割を担っている地方自治体の人事担当者向けに作成された。

以下の4点を基本的な考え方として当ガイドラインは構成されている。

- (1) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発について
- (2) 公衆衛生医師の確保について
- (3) 公衆衛生医師の育成について
- (4) 公衆衛生医師の確保・育成のための推進体制の整備と評価について

1) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発について

医学部進学希望者、医学生、研修医、臨床医に対して公衆衛生に関する普及・啓発を行うことによって公衆衛生医師に対する理解を深め、将来の進路の選択肢の1つとして検討してもらうきっかけにするとともに、一般社会に対しても公衆衛生や公衆衛生医師の役割や業務について普及・啓発していく必要がある。

また、卒前教育の現場としての高等学校や医療機関の教育関係者、卒後教育として重要な臨床研修病院や一般病院の保健医療従事者、地域医師会等へも積極的に普及・啓発を行い、公衆衛生の魅力発信に関する協働体制を構築しておく必要がある。

2) 公衆衛生医師の確保について

自治体によっては公衆衛生医師数そのものが少なく、計画的な確保対策が講じにくいところはあるものの、可能な限り全自治体において公衆衛生医師の年齢構成を考慮した採用計画を策定して、定期的に公衆衛生医師を採用していくことが望ましい。そのための採用計画には、募集方法や人事交流、普及・啓発の方法、広報すべき内容等について検討し、記載しておくとともに、随時内容を評価し改善していく必要がある。

3) 公衆衛生医師の育成について

全自治体において、採用された公衆衛生医師に対しての育成計画を策定し、採用後から長期的な視野に立って組織的な人材育成に取り組む必要がある。育成計画には、公衆衛生医師の研修体制（自主研修、職場研修、職場外研修、専門研修等）、キャリアパスの目安、処遇等について記載するとともに、地域バランスに配慮した配置や所属機関への複数配置、各種事業に参加しやすくするための職場の環境整備などについても検討し、作成、記載しておくことが必要である。

4) 公衆衛生医師の確保・育成のための推進体制の整備と評価について

地方自治体においては多くの職員が一般行政職であることから、専門職種の人材確保・育成については、公平性の観点等から配慮されにくい環境にある。しかし、公衆衛生医師を含む様々な専門職種は、それぞれが持つ知識や技術を活かすために採用されていることから、その専門性の維持と向上については積極的

に配慮されるべきである。

そのため、公衆衛生医師についても確保・育成について、自治体としての基本的な考え方や短期・中期・長期に渡った達成目標も含めた行動計画をまとめ、総務・人事部局、保健医療福祉部局等、自治体組織内はもとより、医育機関や医師会等関係機関・団体に示しておくことが望まれる。同時に、策定された計画は、達成状況等を定期的に評価し随時見直しを行うなどの推進体制を確保する必要がある。

2 人材確保のための具体的な方策

1) 採用計画の策定と運用

①現状と課題

多くの自治体では公衆衛生医師を単独で保健所長として配置しており、当該医師の退職により欠員となることが明らかになってから初めて、その補充のために医師の公募を始めており、年齢構成を考慮して計画的に採用を行っている自治体は少ない。また、一部には当該自治体立病院等の医師を本人の希望や資質とは無関係に保健所長や公衆衛生医師として配置転換している自治体も見られる。

一方、応募する医師の中には自治体の公衆衛生医師募集に対し、都市部や離島・僻地等の地域特性に魅力を感じたり、ライフステージの一時期地域における公衆衛生業務を経験することを目的とする等、多様背景も見受けられる。

②今後の方向性

公衆衛生に関する業務を担うために必要な知識や技術を、希望や年齢、これまでの経験、ポストに応じて、適時・適切に業務や経験を通じて身に付けさせることが重要であり、年齢構成を考慮した計画的な採用が必要である。その際、公衆衛生医師としての適性を十分に確認した上で採用することが必要であるが、場合によっては本人の希望や能力等に応じた柔軟な雇用体制（地域限定、期間限定、勤務形態等）についても検討し、必要に応じて提供していくことも望まれる。

また、現場におけるOJT（On the Job Training：勤務を通じた教育・研修）やOFF-JT（Off the Job Training：勤務を離れた場所での教育・研修）等を取り入れた人材育成、感染症、食中毒、災害対応等の健康危機管理の観点からも公衆衛生医師の複数配置についても可能な限り検討する必要がある。

【事例紹介】

- ・公衆衛生医師の確保策、育成策、定着策に係る取り組みを明示。
- ・県保健医療計画に公衆衛生医師確保に関する事項を記載。（参考資料あり）

2) 関係機関・団体等との連携体制の活用

①現状と課題

各自治体においては、医療法に基づき保健医療計画の策定や評価等を行うための医療審議会を設置し、地域における保健・医療に関する事項について、医師会、医育機関、その他の保健医療関係機関・団体等で協議している。その中では地域医療に従事する医師確保対策についての課題や、その対応についての協議は行われていることが多いものの、公衆衛生医師確保について協議されている事例は少ない。

②今後の方向性

医療審議会等、地域の保健医療関係機関・団体が構成メンバーである連絡会議において、公衆衛生医師の配置状況等についても現状・課題の共有化を図り、これらの機会を活用して協働で公衆衛生医師の確保や育成、公衆衛生の推進について取り組むことが求められる。

【事例紹介】

- ・大学と医師会と自治体等の連絡協議会等の場を活用して、臨床現場だけではなく公衆衛生の分野も医師が不足しているという課題を共有するよう努めている。

3) 募集方法の工夫

①現状と課題

近年、地方自治体での勤務を希望する医師の多くはインターネットを用いて、勤務内容や福利厚生、キャリアパス等に関する情報収集を行っていることから、公募する自治体においても情報提供の手段として積極的にWebサイトを活用している。しかし、その大部分が募集の事実や勤務場所等の限定的な情報であったり、募集期間だけの一時的情報の掲載にとどまっており、Webサイトを通じて十分な情報を得られる状態ではない。

地方自治体の中でも都道府県や市といった設置主体によって公衆衛生医師の業務内容に違いがあることから、より詳細かつ丁寧に情報公開・提供を行う必要がある。一部の自治体においては応募する医師の希望業務と実際の業務内容にミスマッチが生じ、結果として早期退職する例も散見される。

②今後の方向性

自治体のWebサイトの中に公衆衛生医師募集に関するページを作成し、その中でできるだけ具体的に業務内容や処遇等について掲載しておくとともに、当該自治体に勤務している公衆衛生医師のメッセージやロールモデル等を掲載することにより、応募しようとする医師に対してより具体的なイメージを与えるなどの工夫が重要である。

また、自治体のWebサイトには募集人数、業務内容、給与・役職等の待遇、研修実施状況や先輩職員メッセージ等を募集期間だけ掲載するのではなく、募集期間終了後も継続して随時閲覧が可能になるとともに、例年何月ごろに募集しているといった情報や、電話等での相談は随時受け付けるといった情報も掲載しておくことが望ましい。公衆衛生に興味を持つ医師、当該自治体での仕事に興味を持つ医師が適切に自治体の人事担当者等にアクセスできるようにすることにより、優秀な人材を確保するための一助となる。

さらに、募集に当たっては当該自治体における公衆衛生医師の業務について、応募する医師に十分理解してもらうために、就職説明会を開催したり採用試験の前に面談を行うなど、採用に際しては十分なマッチングの努力を行う必要がある。また希望する業務と実際の業務に相違がある場合は近隣の他の自治体を紹介するなど、各自治体が連携して公衆衛生医師の確保に努めることも重要である。

なお、公衆衛生医師の確保を推進する目的で厚生労働省が実施している「公衆衛生医師確保推進登録事業」を有効に活用することも考慮すべきである。

【事例紹介】

- ・自治体Webサイトの中に公衆衛生医師募集のページを作成し、勤務条件やキャリアパス、先輩医師からのメッセージや勤務例を紹介したりするなど、より具体的な情報を掲載している。
(多くの自治体で実施中)
- ・自治体の広報誌や新聞の自治体広報欄に公衆衛生医師募集に関する情報を掲載している。
- ・医師求人サイト(無料・有料)や医学系雑誌(有料)に求人広告を掲載している。

4) 自治体間の人事交流等

①現状と課題

中核市や政令市などの小規模な自治体においては、1人の公衆衛生医師が長期に渡って1つのポストに就いている実態がある。このような場合、当該公衆衛生医師が職場を空けて研修等を受けることは困難であり、人材不足が公衆衛生医師育成の障害や結果的に早期退職につながっている自治体も散見される。

②今後の方向性

都道府県と保健所設置市の間、地方自治体と国の間、地方自治体と関係機関との間で人事交流を行うことは、公衆衛生医師にとってはそれぞれの機関や地域の特性に応じた幅広い経験を積み、自治体間ネットワークの構築に資する可能性がある。同時に、双方の自治体においても公衆衛生医師の年齢構成のアンバランスや確保・育成に関する課題を補い合う可能性もあり、検討する必要がある。

また、地域の複数の自治体が合同で公衆衛生医師を採用したり、大規模な自治体が近隣の小規模な自治体に公衆衛生医師を派遣して定期的に異動を行うといった人事システムの導入について、実現に向けた検討・協議、それらを踏まえた推進は、人材の確保だけではなく育成の観点からも今後検討すべき重要な対策と考えられる。

そのためには自治体等関係機関間での処遇格差の現状把握や調整、公衆衛生医師の複数配置など、人事交流等に必要なシステムが前提となることから、各自自治体が積極的に、かつ主体的に人事交流システムの構築に向けて取り組むことが重要である。また、自治体間の課題の整理や調整等、国の積極的な関与も求められる。

【事例紹介】

- ・厚生労働省との人事交流。
- ・都道府県内政令市または中核市との人事交流。
- ・都道府県内中核市または特別区への派遣。

5) 奨学金等の制度

①現状と課題

医学生や臨床医に対して、公衆衛生医師になることを条件とした奨学金の貸与を行ったり、地域医療に従事する自治医科大学の卒業生の義務年限の期間を公衆衛生業務に従事させるといった形で、公衆衛生医師の確保・育成を行っている自治体もあるが、平成17年に厚生労働省が出した報告書によると、これらの制度による公衆衛生医師の長期確保についてはその成果が乏しいことが指摘されている。

また各自自治体においては、地域医療の担い手として地域枠学生の制度を活用して医師養成を進めており、これらの多くの医師に関して、公衆衛生医師の確保対策の一環として検討しておくことも必要である。

②今後の方向性

奨学金や地域枠医学生等、経済的なインセンティブにより医学部卒業後の業務が規定されている医師が地域医療を担う臨床医として活動することが期待される一面には、健康危機管理、地域ケア、医療連携等、公衆衛生的素養を有することが地域包括医療を支えるために不可欠と考えられることから、連携体制や活用について、今後検討していく必要がある。

【事例紹介】

- ・奨学金の返還免除となる指定医療機関等に県庁や保健所を規定。(参考資料あり)
- ・自治医科大学卒業生の義務年限期間中に、府庁や保健所に勤務させることを規定。

6) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発

1) 医学生向けの講義等

①現状と課題

医学部・医科大学等の医育機関において実施されている公衆衛生学の講義では、当該医育機関の教員だけではなく、保健所や都道府県庁などの行政機関に勤務する公衆衛生医師が外部講師として実際の現場での業務に関する内容も含んだ講義も行われている。

②今後の方向性

こういった取り組みは、医学生に対してその医師をロールモデルとして印象づけるとともに、地域保健や公衆衛生医師への関心を引き出す可能性があることから、医学教育の中で公衆衛生における医師が担うべき役割を認識させるナビゲーターとしての役割を果たすことが期待される。公衆衛生医師の中には、卒前教育での印象が就職に影響した例も見受けられる。

なお、その講義の中では、なぜ自分が公衆衛生の分野へ進もうと思ったのか、公衆衛生の分野の仕事の何が興味深く、どういったことが楽しいのか、といったことを医学生に対してより具体的に示すことができるようにすることが重要である。講義を行う公衆衛生医師自身が仕事の中で体験した具体的な事例を踏まえたような内容にするなどの工夫や、事例検討（ケースメソッド）に活用するために、各地の事例を集めた事例集等の作成・活用も重要な手段であり、全国保健所長会や全国衛生学・公衆衛生学協議会等とも協働して整備していく必要がある。

また、一部の医育機関において入学後早期に臨床現場の見学等を行う「早期体験学習」の中に、公衆衛生に関する講義や保健所の見学等を含めることにより、地域保健の重要性や公衆衛生医師の役割について理解を深めることも期待されることから、今後こういった取り組みを引き続き進めていく必要がある。

【事例紹介】

- ・医学部・大学院での公衆衛生学のカリキュラムの中で保健所医師等の公衆衛生医師が講義を担当。
(多くの自治体で実施中)

2) 医学生向けの実習等

①現状と課題

医学部・医科大学等の医育機関において実施されている公衆衛生学の实習では、多くの大学でカリキュラムに取り入れられているが、保健所などの地域保健の現場だけではなく、臨床疫学や労働衛生などの現場で実習が行われる事例も散見される。また、近年では半年程度の比較的長期間にわたって「インターンシップ」として保健所や都道府県庁などの行政機関で学生を受け入れる事例も増えてきている。

②今後の方向性

医学生に対して保健所や都道府県庁などで公衆衛生学の实習を行うことは、実際の地域保健の現場を見ることによって地域保健の分野や公衆衛生医師の仕事をより具体的にイメージすることができる。積極的に実習やインターンシップなどを受け入れることにより、より多くの学生が公衆衛生の分野に興味を持ち、より多くの医師が地域保健の分野に進むことが期待される。

なお、実習等の受け入れに当たっては、研修プログラムを公衆衛生医師が自ら企画調整して学生を指導することが望ましい。学生にとって身近なロールモデルとして印象づけられると同時に、進路相談に応じる機会も増えることが期待され、そのことによってさらに多くの学生が公衆衛生の分野に興味を持ち、より多くの医師が地域保健の分野に進む可能性がある。

また、医学生を対象とした実習の中では、保健師活動や生活衛生関係業務などの保健所としての業務だけではなく、食中毒や感染症発生時の疫学調査、調査結果の評価・判断、危機拡大防止対策といった

危機管理や、地域住民からの健康相談や保健指導、医療機関との意見交換や指導、医療連携体制構築のための調整等、公衆衛生医師としての業務を具体的にわかりやすく理解できるための工夫が必要である。

【事例紹介】

- ・医学部・大学院での公衆衛生学のカリキュラムの中で、保健所等で実習を受け入れている。
(多くの自治体で実施中：参考資料あり)
- ・大学が実施しているインターンシップの医学生を本庁等で受け入れている。

3) 卒後臨床研修の受け入れ

①現状と課題

平成16年度から始まった医師臨床研修制度では当初「地域保健・医療」が必修であり、保健所で多くの研修医を受け入れることになった。その後制度の見直しにより保健所での研修が必修から外れたため、研修医を受け入れている保健所は一時期に比べてかなり少なくなっている。

②今後の方向性

これまでの調査結果や保健所における受け入れ実績からも、保健所での研修医受け入れは公衆衛生医師の確保・育成のために極めて重要であり、医学部時代の卒前教育での印象や経験が賦活化される可能性がある。また、実際に保健所での業務を体験することにより地域保健についての適切な知識を得るとともに、研修医が公衆衛生医師や公衆衛生の分野について大きな関心を得る重要な機会である。

引き続き研修医を受け入れている保健所においては研修内容のより一層の充実を図るとともに、各自治体においても医育機関・医師会等関係機関・団体との連絡会議等において、臨床研修の必要性と重要性について協議していく必要がある。さらに、全国保健所長会等公衆衛生関係団体においても保健所研修の再必修化を求めていく必要がある。

【事例紹介】

- ・卒後臨床研修の中で、臨床研修医を保健所で受け入れている。(多くの自治体で引き続き実施中)

4) セミナーの開催などの生涯教育

①現状と課題

保健所や都道府県庁等で勤務する公衆衛生医師を増やすためには、まず公衆衛生について理解がある臨床医を増やすことが重要である。医学部での教育や医師会の生涯教育制度等によって臨床医を含めた医師全体に対して公衆衛生に関する知識と関心を高める必要がある。

②今後の方向性

そのためには大学院も含めた大学や医師会等の理解・協力が必要であるとともに、認定医・専門医やMPH等の資格・学位等の取得を含むスキルアップの道があることを周知することも必要である。

また、全国保健所長会と日本公衆衛生協会が主催となり、本事業班によって平成24年度から開催している「公衆衛生若手医師・医学生サマーセミナー（PHSS）」や、全国機関衛生学公衆衛生学教育協議会が主催する「社会医学サマーセミナー」など、若手医師や医学生を対象としたセミナー・研修会などの取り組みは、公衆衛生に興味を持つ臨床医や医学生が公衆衛生医師の仕事について具体的なイメージを持つために非常に有用であることから、今後同様の取り組みを広げていく必要がある。

【事例紹介】

- ・「公衆衛生若手医師・医学生サマーセミナー（PHSS）」（全国保健所長会：参考資料あり）
- ・「社会医学サマーセミナー」（全国機関衛生学公衆衛生学教育協議会）
- ・地域医療枠学生・自治医科大学医学生との意見交換会，サマーセミナー等を開催。（参考資料あり）

5) 医学生向けの普及・啓発

①現状と課題

医学生に対しては，公衆衛生学の講義や実習などを通じて，公衆衛生や公衆衛生医師の仕事などについて周知する機会がある程度確保されているものの，十分認知されていない現状にある。

②今後の方向性

医学部や医科大学において医学生向けの卒後の進路等に関する説明会が開催される際には，公衆衛生学教室が積極的に参加して公衆衛生医師の活動について説明するとともに，保健所や都道府県などの地方自治体に勤務する公衆衛生医師が，実際の業務や処遇などについて説明する必要がある。合わせて自治体での募集状況などについて学生に直接伝えるといった取り組みも重要である。

また，臨床医や医学生に対して公衆衛生医師に関する情報を普及・啓発するために，全国保健所長会が作成したリーフレットや，公衆衛生医師に関するポスターの積極的な活用を図ることが求められる。さらに，各自治体が設置しているWebサイトに公衆衛生医師の具体的な業務内容，勤務場所，採用後のキャリアパスの例，福利厚生，研修の機会や内容，現在勤務している公衆衛生医師の生の声といったより具体的な情報を掲載したり，医師向けの専門誌や医学情報サイトなどに公衆衛生医師に関する情報を取り上げてもらうための工夫を行うなど，様々な機会や手段を用いて普及・啓発していくことが重要である。

【事例紹介】

- ・地域枠学生や後期研修医育成プログラム参加者の意見交換会等において，保健所医師の活動などを紹介している。（参考資料あり）
- ・医師会が実施する研修医セミナーや，レジナビフェア等で保健所医師の活動などを紹介している。
- ・初期臨床研修の2年目研修医に対して保健所医師の活動などを紹介している。

6) 一般向けの普及・啓発

①現状と課題

公衆衛生医師に関する認知度を向上するためには，住民向けの普及・啓発も重要である。現状では医師が地方自治体の中で働いていることを知っている住民はごくまれであり，多くの住民は保健所長が原則として医師でなければならないこと，地方自治体の中で働く公衆衛生医師がいることを十分に承知していないといった状況がある。

②今後の方向性

そのためには新聞，雑誌，書籍などの活字メディア，テレビやラジオの放送メディア，ブログやSNSなどのインターネットメディアなど，一般向けのあらゆるメディアで地域保健や公衆衛生医師に関する情報を取り上げてもらうための様々な工夫を行う必要がある。医師は病院や診療所などの臨床だけではなく，保健所や都道府県庁などの地域保健・公衆衛生の分野でも重要な役割を果たしていることを普及・啓発していくことが必要である。

また，特に医学部進学を希望する受験生や保護者等に対して，健康教室等の出前講座や，予備校等の

受験相談会などの機会を通じて、公衆衛生医師の活躍を伝える工夫も必要である。

【事例紹介】

- ・高校での出前健康教育の際に、公衆衛生医師の仕事について高校生が関心を持つような内容を盛り込む。
- ・高校での医学系進学ガイダンスや、予備校等が主催する医学部受験相談会に参加して、臨床医だけでなく公衆衛生医師の仕事についても説明する。

3 人材育成のための具体的な方策

1) 研修計画の策定・運用

①現状と課題

これまで実施した全国の都道府県および保健所設置市区を対象とした調査結果から、公衆衛生医師に関する明確な研修計画を策定し明示している自治体はごく少数であることが確認された。

②今後の方向性

自治体に採用された医師は、公衆衛生医師としての専門性を身に付け、さらに深めていくために、他の職種と同様に採用からの年次や専門性に配慮した研修計画について、少なくとも自治体組織内においては明示しておく必要がある。必要に応じて医師会や医育機関等関係機関団体、応募してくる公衆衛生医師に情報提供していくことが望まれる。研修計画には、長期にわたって公衆衛生に従事する上で必要な知識や技術を身に付けるために、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核研究所、国立精神・神経センター、母子愛育会等で実施されている専門研修だけではなく、生涯を通じて研鑽を積むために必要な国内外の研究機関や大学等における研修も含めることが望ましい。研修先、研修内容、研修目標等を明記し、財源の確保等についても検討・準備しておく必要がある。

【事例紹介】

- ・毎月1回程度、主に保健所医師を対象とした業務研修会（講義・事例検討等）を開催。
- ・保健所医師を対象とした研修に関する規定を定めている。（参考資料あり）

2) 人事異動と人事交流

①現状と課題

地方自治体に採用された公衆衛生医師は、主に保健所等に勤務することとなるが、多くの自治体においては、退職等によって空いたポストを埋めるために異動や採用を行っており、必ずしも計画的な人事異動や人事配置ができていない現状がある。

②今後の方向性

地方自治体で働く公衆衛生医師は広い視野を持って幅広く活躍することが求められるため、保健所だけではなく、他の行政実務も経験することが必要である。異動先については、保健所以外に都道府県庁や衛生研究所、精神保健センターなど、当該自治体内の機関はもとより、近隣の政令・中核市や近隣府県などの他の自治体や国の機関なども考慮し、適性や希望に応じて医療、福祉、教育、国際協力、法令、予算、議会对応等様々な業務にも従事できる機会を確保することが望まれる。組織内の人事異動と組織間の人事交流、または人材派遣等を組み合わせたジョブ・ローテーションを行いながら、OJTによる幅広い人材育成を行うことが望ましい。

3) 職場環境の整備と公衆衛生医師の複数配置

①現状と課題

臨床医の一般的なキャリアパスは、医師になった直後から研修指定病院や大学病院など比較的規模の大きな病院で働くことが多いため、身近にいる上級医師などをロールモデルとして若手医師のキャリア形成がなされる。しかしながら、公衆衛生医師の場合は、身近にロールモデルとなりうる上級医師が少ないため、若手医師が自身のキャリアパスを考えるための材料に乏しい。

②今後の方向性

若手医師に対して当該自治体におけるキャリアパスについて明示しておくことは、より効果的な人材育成に不可欠である。また、公衆衛生医師を育成するためには、保健所長等の上級医師が若手医師に対してOJTを中心とした指導を充実させるとともに、医師を複数配置するなどによって若手医師が職場外の様々な研修会に参加しやすくするなど職場環境を整備することが望ましい。

さらに、公衆衛生業務は医師の専門的知識や技術にとどまらないものも多いことから、職場内の一般行政職員、保健師、栄養士、臨床放射線技師、歯科衛生士、獣医師、薬剤師、臨床検査技師など、医師以外の様々な職種からの指導が受けやすい職場環境をつくることも重要である。

【事例紹介】

- ・経験年数が高い公衆衛生医師が、若手医師を育成できるよう人事配置の際に配慮している。
- ・職場内で他職種の職員からも十分な指導を受けられるよう、職場内の机の配置等も含めた環境づくりに配慮している。

4) 企画立案・調査研究事業等への参加

①現状と課題

公衆衛生医師が保健所長等の役職に就いた際には、様々な会議や事業等に参加する機会が増え、他の公衆衛生医師との連携の機会なども増える。そのため、より専門的な知識や技術を習得したり、他の医師の仕事ぶりを見て自分の仕事にも還元するといった機会も多くなるが、若手医師の場合は上司以外の上級医師と一緒に仕事をする機会が少なく、公衆衛生医師としての資質の向上については上司の指導内容と本人の意欲に左右されることが多い。そのため、職場においても孤立感を感じている若手医師は少なくない。

②今後の方向性

各自治体においては、実施する各種事業を企画立案に若手公衆衛生医師を積極的に参加させる必要がある。所属部署以外の医師や医師以外の職種との連携が進むことによって公衆衛生に必要な知識と技術の向上が期待できる。さらに事業に若手医師が複数参加できる環境があれば、若手医師同士が互いに学び合う場になり、より効果的にOJTが進む可能性が期待できる。

【事例紹介】

- ・若手医師を本庁に配属して、医師としての知識を活かした企画立案業務に従事させる。
- ・自治体が行う業務内容を検討するワーキング会議等のメンバーとして若手医師を参加させる。

5) 医育機関等との連携による調査研究事業等への参加

①現状と課題

医学部や医科大学などの医育機関は、地方自治体に対して公衆衛生医師を送り出す供給源となるとと

もに、少ないながらも自治体に勤務する公衆衛生医師の医育機関での任用や長期研修等、人材の受け皿にもなっており、相互作用を有する機関として重要な役割を果たしている。ただし、医育機関側が地方自治体の公衆衛生医師の業務を十分理解できていないことによる医育機関側と自治体側の認識や対象者のニーズのミスマッチや、地方自治体側の公衆衛生医師の育成に関する配慮・情報提供不足などにより、人事交流がうまくいっていない事例が散見されている。

②今後の方向性

医育機関としては地方自治体と協働して調査・研究を行うことにより、その結果がその後の施策に活かされる可能性が高まる。地方自治体としては公衆衛生施策がよりエビデンス（科学的根拠）に基づくものになり成果が期待できるとともに、公衆衛生医師にとっても専門能力の向上が期待できる。

また、地方自治体が医育機関に対して当該自治体における公衆衛生医師業務の現状を積極的に情報提供することにより、新たな公衆衛生医師の確保に役立てることができる。医育機関と自治体間の積極的な人事交流に取り組む必要がある。

また、大学や研究機関、全国保健所長会など、自治体内外の関係機関との共同事業等にも参加できる環境を整備することも求められる。専門的な知識や技術の習得が期待されるとともに、自分の所属以外の多くの公衆衛生医師と知り合うきっかけにもなり、全国的なネットワーク形成を通じて若手医師の孤立感の解消にもつながり、早期退職の予防効果も期待される。さらに、講演会、発表会、学会発表等へ演者として積極的に参加させることも資質の向上に有用である。

【事例紹介】

- ・医学部や医科大学、研究機関等が実施する研究事業に分担研究者として参加させる。
- ・大学と自治体の連絡会議等の場を設け、自治体での公衆衛生医師の業務について情報提供を行うとともに、大学の研究内容を自治体の施策に活かすための情報交換を行う。

6) 専門能力の向上

① 現状と課題

多くの自治体においては、個人の資質の向上を目的とした学位や資格の取得、専門機関への派遣等は個人の努力によって行われており、特に長期間の職場外研修を必要とするものについて、所属自治体における処遇や職場環境の中で配慮されることは少ない。

②今後の方向性

国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核研究所などでの長期研修や、医育機関での学位取得、医療機関での現任研修、認定医・専門医等の資格の取得等によって公衆衛生医師のさらなる資質向上を図るためには、個人の努力に委ねる、だけではなく、所属する自治体や職場において研修を受講しやすい環境を整える必要がある。

また、公衆衛生専門医制度の活用などによる公衆衛生医師の資質向上や資質の担保を図るとともに、公衆衛生医師個人の研修受講履歴を組織的に管理し、キャリアパスに生かせるよう評価していくことも今後検討し実施していく必要がある。

【事例紹介】

- ・国立保健医療科学院，国立感染症研究所，結核研究所などでの研修について受講を支援している。
- ・業務に関係のある学会や研修会であれば出張として旅費等の経費を支給している。また，予算対応できない場合であっても職務免除等による対応を行うことで専門能力の向上を支援している。
- ・自治体に籍を置きながら大学院等に通える制度を利用し，業務として医学部・医科大学の修士課程・博士課程を履修させる。
- ・WHO西太平洋事務局（マニラ）への派遣により，感染症情報に関する業務研修（2か月間）を行った（旅費や現地滞在費はWHOが負担）。

7) マネジメント能力の向上

①現状と課題

公衆衛生医師は，技術系専門職であるとともに，職場や地域コミュニティーのマネジメントを行う立場である。しかしながら，専門分野とは異なりマネジメント能力の育成に関する研修の機会は極めて少ない。

②今後の方向性

J I A M（全国市町村国際文化研究所），J A M P（市町村職員中央研修所）等での研修を受けることが可能になるよう，予算面等の配慮が必要である。また，M B A（経営学修士）やM O T（技術経営修士）などの自主的な学位取得を支援することも，資質向上のために推奨される。

【事例紹介】

- ・公衆衛生医師1人当たりの年額の出張旅費が決められているが，その予算範囲内でJ I A M（全国市町村国際文化研究所）で実施される，マネジメント系の研修会に参加している。

8) 処遇の工夫

①現状と課題

研修，研究，学位取得，留学等によって公衆衛生医師の資質を向上させるとともに，それらのキャリアパスの手段を明示することにより公衆衛生医師の確保が有利になることが期待される。一方，他の専門職種や一般行政職との公平性の観点等から，それらを職務専念義務に関する服務上の規定から除外するといった配慮がなされている自治体は極めて少ない。

②今後の方向性

公衆衛生医師の職には，医師免許を有する者は誰でも就くことは可能ではあるが，食中毒や感染症，災害等の健康危機管理や少子高齢化における地域保健の充実といった活動を進めていくためには資質の向上が不可欠である。そのため，各自治体や国などが行う各種研修の受講に加えて，希望や能力に応じて研究や資格・学位取得，留学等を踏まえ，より高度で専門的な知識や技術を身に付けることが，当該自治体の公衆衛生行政の向上に寄与する。各自治体においては，専門能力の向上に向け職務専念義務に関する服務上の規定から除外するといった環境整備を進める必要がある。

【事例紹介】

- ・研修，研究，資格・学位取得，留学等で長期派遣となっている職員は定数外として取り扱う。
- ・資格や学位を有する者に対して，人事評価における昇任等で加算評価するなどの配慮を行う。

【参考文献】

- ・総務省．地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針．平成9年11月
- ・厚生労働省．公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書．平成17年1月
- ・厚生労働省．公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会報告書．平成19年3月
- ・平成23年度 地域保健総合推進事業 全国保健所長会協力事業．公衆衛生に係る人材の確保・育成に関する調査および実践活動報告書．平成24年3月
- ・平成24年度 地域保健総合推進事業 全国保健所長会協力事業．公衆衛生に係る人材の確保・育成に関する調査および実践活動報告書．平成25年3月
- ・平成24年度 厚生労働省科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業．質の高いサービスを提供するための地域保健行政従事者の系統的な人材育成に関する研究報告書．平成25年3月

公衆衛生医師の確保と育成に関するチェックリスト

1 人材確保のための具体的方策

1) 採用計画の策定と運用

公衆衛生医師を計画的に採用するための採用計画等を策定しているか。

- ・公衆衛生医師の複数配置や柔軟な雇用体制についても検討が必要。

2) 関係機関・団体等との連携体制の活用

地域の保健医療関係機関・団体が構成メンバーである連絡会議で公衆衛生医師の配置状況等について課題を共有し、確保・育成に取り組んでいるか。

3) 募集方法の工夫

公衆衛生医師募集に関する自治体のWebサイトに十分な情報が掲載されているか。

- ・業務内容、給与・役職等の待遇、研修実施状況、先輩医師からのメッセージ等を掲載。

公衆衛生医師の募集期間終了後も上記の情報にアクセスできるか。

- ・公衆衛生に興味のある医師が随時必要な情報にアクセスできる体制を整備する。

採用に当たって本人の希望と業務の内容が十分にマッチングしているか。

- ・本人の希望と業務の内容が合わない場合も他自治体を紹介する等の対応行う。

厚生労働省の公衆衛生医師確保推進登録事業を活用しているか。

4) 自治体間の人事交流等

自治体間、自治体と国、自治体と関係機関での人事交流等が行われているか。

公衆衛生医師の採用や人事管理に当たって他自治体と合同で行う等の工夫をしているか。

5) 奨学金等の制度

自治体大卒業生や地域枠の医学生の活用を行っているか。

6) 公衆衛生医師の職務に関する普及・啓発

①医学生向けの講義

公衆衛生学の講義等で現場の公衆衛生医師による講義が行われているか。

- ・講義では保健所の業務だけではなく公衆衛生医師の業務に関する内容を加える。

②医学生向けの実習

保健所等で医学生向けの実習やインターンシップを受け入れているか。

- ・プログラムは公衆衛生医師自ら企画調整をして学生を指導する。

③卒後臨床研修の受け入れ

保健所等で医師臨床研修を受け入れているか。

- ・研修や実習の中で公衆衛生医師の業務内容をわかりやすく説明する。

④セミナーの開催などの生涯教育

医学生や若手医師向けのセミナーや意見交換会等を開催しているか。

⑤医学生向けの普及・啓発

医育機関や医師会等が開催する卒後進路の説明会等に参加しているか。

パンフレット、Webサイト等を用いて公衆衛生医師やその職務について広報しているか。

⑥一般向けの普及・啓発

公衆衛生医師についてあらゆるメディアを用いて広報しているか。

- ・新聞・雑誌・書籍・テレビ・ラジオ・ブログ・SNSなど様々なメディアを用いる。
- ・高校での出前講座や、予備校等での受験相談会などに参加する。

2 人材育成のための具体的方策

1) 研修計画の策定・運用

公衆衛生医師を計画的に育成するための研修計画等を策定しているか。

- ・定期的に研修会を開催するとともに必要な財源を確保する。

2) 人事異動と人事交流

人材育成を念頭に置いた人事異動や人事交流を行っているか

- ・保健所と都道府県庁／都道府県市間／都道府県市と国／都道府県市と関係機関など。

3) 職場環境の整備と医師の複数配置

各所属で人材育成を念頭に置いた公衆衛生医師の複数配置を行っているか。

- ・上級医師が指導者になるとともに職場外の研修会等に参加しやすい環境をつくる。

各所属で医師以外の職種から業務に関する指導が受けられる体制になっているか。

- ・職場内の机の配置等も含めた職場環境づくりに配慮しているか。

4) 企画立案・調査研究事業等への参加

自治体が実施する事業に関する企画立案等へ若手公衆衛生医師を参加させているか。

- ・自治体が行う事業について本庁が行う事業の企画立案に参加させる。

大学や研究機関などの関係機関との共同事業に若手公衆衛生医師を参加させているか。

- ・他の公衆衛生医師と知り合うきっかけにもなり、若手医師の孤立感の解消につながる。

5) 医育機関との連携

大学と自治体の間で情報交換を行う場を設けているか。

- ・公衆衛生医師の業務について情報提供し、大学での研究成果を自治体の施策に反映させる。

6) 専門能力の向上

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等での研修会への参加、医療機関での現任研修、医育機関での学位取得等への配慮がなされているか。

公衆衛生医師個人の研修受講履歴や所持している資格等を組織的に管理し、個人の資質の向上に努めているか。

7) マネジメント能力の向上

公衆衛生医師のマネジメント能力の向上について配慮しているか。

- ・マネジメント系の研修会への参加についても考慮する。

8) 処遇の工夫

公衆衛生医師の専門能力の向上のために必要な環境が整備されているか。

- ・研修のための長期派遣の際に配慮したり、人事評価の面で学位等も評価の対象とする。
-

鹿児島県保健医療計画 (平成25年3月作成)

第1章総論

- 第1節 計画の策定
- 第2節 鹿児島県の概要
- 第3節 地域診断

第2章保健医療圏

- 第1節 保健医療圏の役割
- 第2節 二次保健医療圏の設定
- 第3節 基準病床数

第3章健康づくり・疾病予防の推進

- 第1節 健康の増進
- 第2節 保健対策の推進
- 第3節 疾病予防対策の推進

第4章患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備

- 第1節 医療提供体制の整備
- 第2節 安全・安心な医療提供体制の整備

第5章安全で質の高い医療の確保

- 第1節 医療従事者の確保及び資質の向上
- 第2節 医療連携体制の構築
- 第3節 疾病別の医療連携体制
- 第4節 事業別の医療連携体制
- 第5節 その他の医療を提供する体制の確保

第6章地域包括ケア体制の整備充実

- 第1節 介護サービス等の充実
- 第2節 在宅医療・終末期医療の体制整備
- 第3節 医療と介護の連携
- 第4節 高齢者の支援
- 第5節 障害者・難病患者等の支援

第7章健康危機管理体制等の整備

- 第1節 健康危機管理対策の推進
- 第2節 安全で衛生的な生活環境の確保

第8章持続可能な医療保険制度の構築

- 第1節 医療費適正化の推進
- 第2節 後期高齢者医療制度の円滑な運用

第9章計画の推進方策

- 第1節 保健医療計画の周知と情報提供
- 第2節 数値目標の設定
- 第3節 計画の推進体制と役割

◎ 鹿児島県のホームページ資料参照



(出典：鹿児島県保健医療計画（平成25年3月）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryu/iryokeikaku/keikaku25-3.html>)

(以下 鹿児島県保健医療計画から抜粋)

第5章 安全で質の高い医療の確保

第1節 医療従事者の確保及び資質の向上

1 医師

【施策の方向性】

ア 基本的な方向性

- 医師確保対策は、緊急医師確保対策事業による施策と、地域医療再生臨時特例基金*1の活用による医師等の養成・支援等により、総合的に取り組みます。
- 地域や診療科ごとに医師の適正な配置のフレームを示した「地域医療支援方策」*2に基づき、関係機関と一体となって医師確保・配置に取り組みます。
- 各地域においては、今後とも、行政や医療関係者が中心となって、地域住民の意見等も踏まえながら、あるべき地域の医療体制を考えていく必要があります。
- また、公衆衛生医師については、保健所での研修医の受入を進めるなどその役割に関する認識を広く普及させるとともに、鹿児島大学等の協力を得ながら継続的な確保に努めます。

(注)

*1 地域医療再生臨時特例基金：国の「経済危機対策（平成21年度）」や「円高・デフレ対応のための緊急経済対策（平成22年度）」に基づく交付金により造成した基金である。

*2 地域医療支援方策：深刻化する医師不足の現状に対処し、効率的・安定的な医師配置を図るため、鹿児島大学病院、県医師会等の関係者等で協議・検討を行い、地域に必要な医師配置の方向性などを示したものである。

(出典：鹿児島県保健医療計画（平成25年3月）より一部抜粋（p.178）)



大阪府 公衆衛生医師職員 募集のご案内



大阪府民の「いのち」

あなたの健康・医療分野における知識

大阪府知事からの
メッセージ



大阪府知事の橋下です。
府では、大阪の将来像とその実現のための施策を示した「将来ビジョン・大阪」を策定しました。

「子どもからお年寄りまでだれもが安全・安心ナンバー1」を目指し、誰もが安心して必要な医療を受け、健康長寿が実現する社会づくりを進めています。

将来ビジョンの達成のためには、健康・医療分野における知識や経験が豊富な公衆衛生医師の力が重要です。

府民の生命を守り抜く使命感あふれる公衆衛生医師の人材を今、求めています。

大阪府知事 橋下 徹

公衆衛生医師の主な職務内容

■ 本庁における業務

府民のいのちと健康を守るシステムを作る!

求められる
役割

地域の健康や医療課題を明らかにし、府民の安全安心を守る政策のグランドデザインを描き、実行します。

● 府民の信頼に応える救急医療システムをつくります

地域の医療機関の協力に基づいた救急医療体制の確保やドクターヘリの運航など、いざというときに府民のいのちを守る施策を企画・立案。

● がん・生活習慣病から府民を守る政策を推進します

がん検診や緩和ケアの質を高めるための環境整備、がん診療を担う医療体制の強化、市町村や民間企業との協力体制を構築。

● 広域における感染症対策を行います

新型インフルエンザ、結核、エイズなどの感染症について、予防から発生時の対応等を定めた計画の策定、医療体制の整備、府民への情報発信。

■ 保健所における業務

地元医療機関のネットワークをつくり、 府民のいのちと健康を守る“第一線機関”!

求められる
役割

府民に直接接し、支援方法について地元の医療機関と話しあうなど、地域住民の健康づくりの拠点としての役割を發揮します。

● 感染症から府民を守ります

健康相談、疫学調査、保健指導等を通じて、感染症の発生を予防、感染拡大を防止。

● 府民の健康づくりを支援します

がん・生活習慣病の予防やこころのケアなど、府民の心と身体の健康づくりのための相談や啓発。

● 未熟児や難病患者など、支援を要する方を支えます

未熟児・身体障がい児・慢性疾患児や難病患者、精神障がい者とその家族に対し、日常生活や療養上の相談、保健指導。

● 地域の医療機関の安全安心を確保します

医療機関に対する立入検査や指導。

● 疫学調査を行い、地域の健康課題を把握・対応します

感染症、がん、生活習慣病対策における疫学調査、医療機関との共同研究。

● 快適で安心できる生活環境を確保します

食品衛生や環境衛生など、暮らしの衛生に関する許認可等の手続きや衛生監視指導。

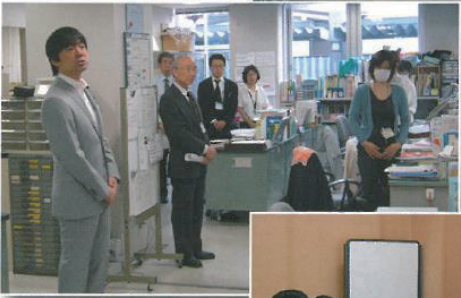
ちと健康を守る」

・ 経験、新しい発想を求めています！



緊急対応に欠かせないドクターヘリの整備も救急医療システムづくりの一環

各種審議会や事業推進のための会議を実施



新型インフルエンザ対応で奮闘する保健所職員を知事も激励

感染症診査会で入院勧告を決定



生活習慣病対策における健康指導

医療機関への立入検査で医療行為の安全性を確保



本庁や保健所で活躍する 公衆衛生医師の1日

本庁

ある日、保健所からの電話に耳を疑った。「閑空への帰国者に、これまで国内での報告事例はまだない感染症が疑われる患者が見つかった。」

疑いが事実なら大変なことになる。

一刻を争う事態だったが、検査結果は陰性。この間、府幹部を始め、厚生労働省など関係機関への報告や連絡に追われた。患者の容態に関する情報にも注意しつつ、海外での発生情報や文献をあつめた。

この経験がその後の新型インフルエンザ対策に生かされるとは予想すらしていなかった。



地域保健感染症課
課長補佐 宮園将哉
平成8年入庁

【後輩へのメッセージ】

仕事で知り合った関係者とのつながりは時に宝となります。そんなつながりの中、府民の生命を守る事ができるのはかけがえのない喜びです。

保健所

平成21年5月、保健所管内において府内初の新型インフルエンザ患者が発生。テレビ局が取材に来た。

「赤ちゃんが痙攣を起こしている。どうしたらいいか。」など多くの相談に対応する一方、集団発生の学生には入院勧告を行い被害の拡大を最小限に抑えた。

こうした切実な府民の声に応えるのが保健所であり、医学的知見から最終判断を行うのが保健所長である。「保健所に対する府民の期待の大きさを肌で感じた。」と当時を振り返る言葉には協力してくれた関係者への感謝が溢れていた。



豊中保健所長
永井仁美
平成7年入庁

【後輩へのメッセージ】

保健所長の仕事は医師としての専門性を発揮し、府民の健康を守るという、非常に重い責任を伴うものですが、その反面やりがいも大きな仕事です。

■ 入庁後のキャリアアップ支援

大阪府では、実務遂行を通じた次のような研修やスキルアップ支援を実施しています。

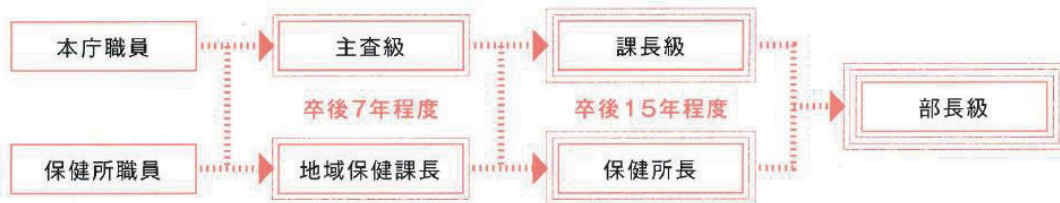
医療機関での研修	医療機関（府立病院機構等）での診療を通じ、新しい知識や技術を習得
派遣研修	国立感染症研究所や国立保健医療科学院での研修により、専門的知識を習得
大学院研修	大阪大学大学院（医学系研究科）で公衆衛生分野の修士課程を履修（平成23年度より実施予定）



▶▶▶ 医療機関での研修の様子
【大阪府立急性期・総合医療センター】

■ 採用後の配置・任用など

※ 新卒者の場合（一例）



- 中途採用の場合でも、経験年数、能力、適性に応じて適切な職階に任用されます。
- 保健所に勤務する医師の約4割が女性。女性にとって働きやすい職場環境です。
- 他府県と比べ所管地域が狭く、鉄道交通網が発達しており、どの保健所も鉄道最寄り駅から徒歩圏内に所在し、勤務先が変わっても通勤に便利です。
- 初任給は臨床研修修了者で年収700万円程度です。

■ お問い合わせ先

■ 大阪府 健康医療部 健康医療総務課 人事グループ

電話：06-6944-7257
電子メール：kenisomu-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

■ 採用情報ホームページ 「大阪府公衆衛生医師職員採用ガイド」

<http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/kousyueiseishi/index.html>



大阪府

健康医療部 健康医療総務課 平成22年3月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話 06-6944-7257

このリーフレットは3,000部作成し、
1部あたりの単価は49円です。

東京都公衆衛生医師募集！

東京都・特別区・八王子市・町田市 保健所 医師

～都民1300万人の保健・医療・福祉の向上を目指して～



東京都で働く公衆衛生医師
を募集しています！

～可能性にチャレンジしませんか？～

東京都の公衆衛生を担う、やりがいのある仕事です。経験は問いません。また、入職前に公衆衛生を専門的に学んでいなくても、研修や先輩医師のサポートがありますので、はじめての方でも安心して働くことができます。地域住民の生命と健康を守るため、一緒に取組んでみませんか？



結核患者へのDOTS風景



防護服着脱訓練風景



住民に身近な母子保健・健康づくり等に関するサービスや、感染症発生時の健康危機管理対応、様々な分野の事業の企画・立案など、公衆衛生行政を通じて社会のために貢献したいという熱意にあふれる皆さんをお待ちしています。

【勤務場所】 東京都・特別区・八王子市・町田市の保健所及び都庁など

【業務内容】 感染症対策・精神保健・健康相談・母子保健・難病対策など

【勤務条件等】 1日7時間45分勤務、土日・祝日及び年末年始は休み（ただし、緊急時は超勤・休日出勤あり）
年次有給休暇、夏季休暇、育児休業など福利厚生や研修も充実しています！

業務説明・保健所見学会を開催します！

日時：平成25年12月1日（日）13時30分から17時まで

場所：みなと保健所（港区三田1-4-10 都営大江戸線赤羽橋駅徒歩5分）

☆参加を希望される方は下記にご連絡ください。

☆たくさんの方のご参加をお待ちしています。



東京都福祉保健局保健政策部保健政策課管理係

03-5320-4335（直通）Eメールアドレス S0000282@section.metro.tokyo.jp

採用情報ホームページ：「公衆衛生医師募集 東京都」で検索！

採用後の勤務条件等

1 勤務時間、休暇

- 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。
- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みです。
- 年次有給休暇は、年20日（4月採用の場合は、採用年のみ15日）。

2 給与

「福岡県職員の給与に関する条例」に定める医療職給料表（一）が適用されます。
経験年数に応じた給与の目安は下表のとおりです。

【採用時】		【採用後10年目】	
給料	約301,000円	給料	約419,000円
扶養手当	—	扶養手当	19,500円
地域手当	約45,000円	地域手当	約65,000円
初任給調整手当	約159,000円	初任給調整手当	約159,000円
合計	約505,000円	合計	約662,500円

※ 上記の額は、医大卒後、医師免許を取得し、かつ医師法に定められた臨床研修（2年間）を修了した後、直ちに県に採用された場合で、平成25年4月以降に適用中のものです。（*ただし、平成25年7月から平成26年3月までは、給与減額措置を実施しており、職務の級に応じて給料月額が減額されます。）なお、今後の条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

※ 採用前の経験年数等により加算される場合があります。

※ 採用後10年目の欄の扶養手当は、扶養家族を配偶者と子1人の場合で算出しています。

※ ボーナスは、6月と12月の年2回。年間約3,950円分の支給があります。なお、今後の条例等の改正により、変更されることがあります。

※ これらの手当のほかに、実績に応じて時間外勤務手当や特殊勤務手当が支給されます。

3 配属・異動・昇任

採用後は、県内の各保健福祉（環境）事務所（保健所）等に配属され、その後、本庁保健医療介護部や他の保健福祉（環境）事務所（保健所）等への異動があります。

昇任の目安は下記のとおりです。

技 師 → 係 長 級 → 課 長 補 佐 級 → 課 長 級 → 次 長 級 → 部 長 級

4 研修

豊かな創造力と柔軟な思考力を養うために、階層別研修や課題別研修を実施しています。また、公衆衛生医師としての専門的知識、技能を高めるための専門研修などもあります。

- 保健福祉行政研修
公衆衛生活動に必要な幅広い知識や技術の向上を目的に、事例検討会や講話を実施しています。
- 大学等における研修（基礎研修、専門研修）
基礎研修（年間50日、3年間）、又は専門研修として週1日以内の範囲で大学等の研修を受けることができます。

問い合わせ先 福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課総務係
TEL 092-643-3237
E メールアドレス hosomu@pref.fukuoka.lg.jp

先輩医師からのメッセージ

香月 進

福岡県保健医療介護部
医監

県庁で、主に保健・医療・介護に関する政策づくりに携わっています。仕事内容は、①がん検診の推進などがん対策、認知症や自殺対策などの心の健康づくりに関すること②新型インフルエンザなどの感染症予防など健康被害の防止③小児、周産期医療などの医療体制の構築や在宅医療の推進、④特別養護老人ホームなどの高齢者施設の整備や介護予防などの地域包括ケアに関すること⑤医療保険や介護保険に関することなど多岐にわたっています。

今後、さらに高齢化が進行し、福岡県においても超高齢化社会が出現します。県民が安心して元気に暮らせるために、志のある優秀な医師を必要としています。保健・医療・介護に関する政策と一緒に作っていきませんか。

箴島 健一

福岡県京築保健福祉環境事務所
保健監

医学部卒業後、私の出身地である福岡県で行政医師として勤務しています。現在は保健監(保健所長)として、感染症や食中毒対応、健康増進、精神保健、動物愛護など、幅広い分野に携わっています。関係機関や地域の皆さんと連携を持ちながら、健康課題の解決に向けて活動することは、医師の知識・技術を生かせる仕事のひとつです。

福岡県には行政医師が多いため、相談しながら業務を進めることもできます。

後藤 晶子

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
企画主幹

私は、病を治すことより、予防することや、病とつきあうことに関心があつたため、大学を卒業すると同時に、福岡県に就職しました。

結核をはじめ、新型インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、SARS、白い粉(炭疽菌)事件、アスベスト、日本脳炎予防接種差し控え、水害、ATL・・・世の中のトピックスが仕事になる刺激的な仕事でもあります。

3人の子を持つ母親でもあります。出産、育児の休暇制度はしっかりしています。女性が無理なく子育てができ、その一方でキャリアアップにおいて不利になることは、ありません。

まずは、お気軽にお問い合わせを！！

財津 裕一

福岡県北筑後保健福祉環境事務所
所長兼保健監

公衆衛生が、「共同社会の組織的な努力を通じて、住民の健康維持・増進をはかる科学および技術」であるのなら、行政医師には公衆衛生技術者(科学的でなければいけないが、研究を本務とする科学者ではない)としての高い資質が求められます。

よい技術者は、与えられた課題を手際よく解決する能力だけでなく、自ら課題を設定できる社会学者的能力も兼ね備えていなければなりません。科学者(研究者)ではありませんから、課題設定は、好きなら何でもよいということではなく、行政ニーズに直結したものになります。

あなた自身のやりがいのある課題を探してみませんか。

橋本 弥生

福岡県糸島保健福祉事務所
副保健監兼総務企画課企画指導係長

業務では、市町村、医師会、消防、警察等、関係機関とも協力しながら、医療安全、在宅医療、自殺対策等、現在の日本の抱える問題に幅広く関わることができ、やりがいがあります。

福岡県の特徴として、医師が保健所に複数配置されていることが挙げられます。また、毎月県庁で保健所医師等が集まりケース検討会が行われ、継続的に学ぶ体制が整備されています。

また、産休や育休をきちんと取得でき、職場復帰後も原則として元の職場・業務へ戻ることができます。

中島 絵梨花

福岡県北筑後保健福祉環境事務所
技術主査

私は7年間の臨床経験を経て、行政分野で働くことにしました。保健福祉環境事務所の保健衛生課感染症係からスタートしています。

県職員に医師として入った場合、他に福岡県庁(保健医療介護部)、保健環境研究所などが職場となります。臨床現場との違いに初めは戸惑うこともありましたが、周囲の職員のみなさんや医師の先輩方のサポートもあり、すぐに楽しく働くことが出来るようになりました。

これまでの臨床経験を生かして、地域のみなさんの健康・安全・安心を守るために貢献していきたいと思っています。

公衆衛生の分野に興味をもたれた方、一緒に働いてみませんか。

地域医療スピリット2012 in 綾川

医学生に地域医療の現場を地域住民とふれあいながら学んで
いただくために、地域医療実習を企画しました。2日間、皆さんと
楽しみながら学べる企画ですので、ふるってご参加ください。



日 時： 平成24年8月18日(土)～19日(日)

*詳しい日程は、後日、お知らせします。19日は、昼食後解散です。

研修場所：綾川町国保陶病院 老人保健施設あやがわ 綾川町国保綾上診療所 TaTuTaの森

研修内容：病院、診療所、老人保健施設などでのグループ別地域医療実習

住民(介護予防サポーター)との懇談会

ミニレクチャー 大森 浩二先生(香川大学医学部地域医療教育支援センター)
十枝めぐみ先生(綾川町国保綾上診療所) 他

参加費： 1,000円(学生)

*香川県の地域医療に関心のある医学生であれば、大学、学年を問いません。

*医師や医療関係者の参加も歓迎します。

宿泊・懇親会：TaTuTaの森(香川県綾川町粉所東3808、電話087-878-3343)

懇親会は、屋外でバーベキュー！みんなで楽しみましょう。

綾川上流柏原溪谷にある町営の施設です。

申込み・問合せ：

〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶1720-1

綾川町国民健康保険陶病院

大原 昌樹

電話 087-876-1185 FAX 087-876-3795

E-mail ohara@sue-hp.jp



氏名(性別) 住所 大学・学年(医師は勤務先)メールアドレス

携帯電話番号を書いて、E-mailでお送りください。

返信がくれば受付完了です。

申込締切：平成24年7月31日(火)

主催：香川県

運営：公益社団法人地域医療振興協会(香川県支部)

共催：香川大学医学部附属病院地域医療教育支援センター
綾川町

資料6 三重県 保健所実習スケジュール修正版（一例）

平成24年度 三重県 医師臨床研修 保健所実習表（一例）		
研修日	午前	午後
1日目	オリエンテーション・室長講話・所長講話 「医療制度改革と地域医療の推進」	医療安全・医務 所長講話 「精神科病院におけるインフルエンザ感染事例」
2日目	結核・健康づくり対策	HIV相談・HIV対策
3日目	医療監視(診療所)	
4日目	自殺対策・感染症対策	感染症診査協議会・接触者健診
5日目	在宅ケア研修	
6日目	母子保健・精神保健・難病対策	保健環境研究所
7日目	狂犬病・薬事・食品衛生(BSE予防対策を含む)	
8日目	眼科診療所研修	接触者健診のための企業訪問 所内ミーティング
9日目	健康危機管理・衛生統計	K市1歳6ヶ月児健診
10日目	就労継続支援B型事業所実習	所長講話「サルモネラ食中毒対策事例」 反省会・研修まとめ

医師臨床研修 地域保健・医療 保健所研修ノート 第3版

■執筆（五十音順）

遠藤 忠昭
栗原 修一
小泉 信雄
早乙女千恵子
田中 修
津久井 智
中村多美子
服部 知己
福田 敬宏
古田 雄一
水上 憲一
宗行 彪

■編集 群馬県保健所長会

2005年5月発行 第1版第1刷

2006年4月発行 第2版第1刷

2007年5月発行 第2版第2刷

2008年5月発行 第3版第1刷

はじめに

医師と患者のコミュニケーションを大切に、全人的な医療を行い、国民から信頼される医師を養成することを目的とした医師臨床研修制度が平成16年4月に発足してから丸4年が経過しました。この間、群馬県の各保健所では多くの協力施設の支援を受け、1ヶ月間の「地域保健・医療」の保健所研修を行い、平成20年3月までに136名（17年度29名、18年度66名、19年度41名）が研修を終了しました。これらの研修医は保健所での医療監視や結核患者の患者管理、感染症の感染源調査や感染予防、食中毒等の食の安全対策について、また、病院で治療を担当し、人工呼吸器を装着して退院した難病患者や精神障害者の家庭訪問等により在宅や社会福祉施設等、病院以外の場所で患者の療養生活を支援している保健師やホームヘルパーの地域保健医療活動を実習や見学を通して多くのことを学びました。このことは研修医がこれから医療活動をする上で貴重な経験になったことと確信いたします。

いま、我が国を取り巻く生活環境は少子高齢化の伸展、生活習慣病の増加、それに伴う医療費の増加、地球温暖化、新型インフルエンザやバイオテロ発生の恐れ等、著しく変化し、また、国民のニーズも多種多様化し、特に、医療の安全、食の安心・安全に関心が高まっております。このような状況の下で、保健所研修にテキストとして使用した「保健所研修ノート」も2回目の改訂から、2年が経過しました。この間、結核予防法の廃止、医療法や感染症法の改正等多くの制度改正が行われ、テキストの内容も古くなってきましたので、今回第3回目の改訂をすることになりました。今後、この改訂版が研修医や研修指導者にこれまで以上に利用され、研修成果が向上することを願ってやみません。

平成20年3月

群馬県保健所長会長（群馬県前橋保健所長） 宗行 彪

はじめに（初版）

今日の我が国は少子高齢化や社会の複雑化、多様化等が進むなかで、国民の医療に対する意識やニーズも多様化し、医師と患者のコミュニケーションを大切にした全人的な医療が求められてきました。このような背景のもとで平成12年12月、医師法等改正法が公布され、医師臨床研修制度は36年ぶりに抜本的な改正がおこなわれ、平成16年4月から臨床研修が義務化されました。

医師が全人的な医療を行い、国民から信頼されるためにはプライマリ・ケアの理解を深め、幅広く医師としての必要な診療能力を身につけ、人格を涵養することが大切です。この臨床研修のなかで必修科目とされた「地域保健・医療」研修の目的は、地域において多種類の専門職によって担われているヘルス・プロモーションを基盤としたプライマリ・ケアからリハビリテーション、さらには福祉サービスに至る連続した包括的な地域保健活動について理解し、その実践を担うことにより、研修医が医療や保健指導に関する社会的ニーズを認識するとともに、保健所や地域の医療機関、福祉施設の役割を理解し、保健、医療、福祉に関連した基本的な態度、技能、知識を身につけ、広く医療及び保健指導を掌ることができるようになることです。さらに、この研修を通して地域や自治体で活動する公衆衛生医の役割について理解する機会でもあります。

そこで、全国保健所長会では、これから全国の保健所で始まる地域保健研修を効果的なものにするために、『新医師臨床研修「地域保健・医療」の効果的な研修の在り方に関する研究班（代表：一色学）』において『新医師卒後臨床研修「地域保健・医療」保健所研修ノート』を発行しました。

群馬県保健所長会は群馬県でおこなわれる医師臨床研修における「地域保健研修」が、すべての保健所で研修や指導内容などが公平かつ効果的なものになるよう研修プログラムを策定し、研修テキストの作成を検討してきましたが、このたび、全国保健所長会作成の研修ノートを参考にして群馬版『医師臨床研修「地域保健・医療」保健所研修ノート』を作成いたしました。このノートが研修医のみならず、多くの研修関係者に利用され効果的な研修ができることを期待しております。

しかしながら、初めての試みで十分検討する時間もなく作成したこともあり不十分な箇所も数あろうとは思いますが、今後とも関係する皆様からご意見を伺いながら順次改訂し、より良いものにしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

平成17年4月

群馬県保健所長会長（群馬県前橋保健所長） 宗行 彪

★執筆担当者一覧（初版）

分野	担当者	分野	担当者
1 地域保健・医療、保健所	宗行 彪	10 介護保険	佐藤 泰一
2 母子保健対策	藤田 萬里子	11 食中毒対策	佐藤 泰一
3 成人・老人保健対策	遠藤 忠昭	12 生活環境対策	服部 知己
4 精神保健福祉対策	小林 良清	13 環境保全対策	服部 知己
5 感染症・エイズ対策	水上 憲一	14 人口動態統計	栗原 修一
6 結核対策	津久井 智	15 薬事	栗原 修一
7 難病対策	小林 良清	16 歯科保健対策	小泉 信雄
8 健康づくり	早乙女 千恵子	17 健康危機管理	津久井 智
9 医事・医療安全対策	福田 敬宏		

目 次

<p>1 地域保健・医療、保健所————宗行</p> <p>【一般目標】 1</p> <p>【行動目標】 1</p> <p>【経験事項チェックリスト】 1</p> <p>【自己評価票】 2</p> <p>【解説】 2</p> <p> 1. 衛生行政 2</p> <p> 2. 地域保健と医師の責務 3</p> <p> 3. 地域保健法 3</p> <p> 4. 保健所 4</p> <p> 5. 地域保健活動を支える組織 6</p> <p> 6. 群馬県保健所の組織 7</p> <p> 7. 群馬県保健所の創設 8</p> <p> 8. 参考資料 9</p> <p>2 母子保健対策————中村</p> <p>【一般目標】 10</p> <p>【行動目標】 10</p> <p>【経験事項チェックリスト】 10</p> <p>【自己評価票】 10</p> <p>【解説】 11</p> <p> 1. 母子保健法 11</p> <p> 2. 母子保健施策の理念 11</p> <p> 3. 群馬県母子保健施策の概要と歩み 12</p> <p> 4. 健やか親子21 12</p> <p> 5. 母子健康手帳 12</p> <p> 6. 乳幼児健診 14</p> <p> 7. 母子保健関係給付事業 14</p> <p> 8. 群馬県未熟児支援対策事業 14</p> <p> 9. 特定不妊治療助成事業・不妊専門相談センター事業 15</p> <p> 10. 子どもの虐待予防 15</p> <p> 11. 予防接種 16</p> <p> 12. 参考資料 16</p> <p>3 成人・老人保健対策————遠藤</p> <p>【一般目標】 17</p> <p>【行動目標】 17</p> <p>【経験事項チェックリスト】 17</p> <p>【自己評価票】 17</p> <p>【解説】 18</p> <p> 1. 地域における成人・老人保健対策 19</p>	<p> 2. ゴールドプラン21 18</p> <p> 3. 一次予防、二次予防、三次予防 19</p> <p> 4. 特定健康診査と特定保健指導 19</p> <p> 5. その他の保健事業 20</p> <p> 6. 高齢者を支える地域の仕組み 21</p> <p> 7. 高齢者医療制度 22</p> <p>4 精神保健福祉対策————田中</p> <p>【一般目標】 23</p> <p>【行動目標】 23</p> <p>【経験事項チェックリスト】 23</p> <p>【自己評価票】 23</p> <p>【解説】 23</p> <p> 1. 精神保健医療福祉制度の概要 23</p> <p> 2. 精神医療施策 24</p> <p> 3. 地域における精神保健福祉関連機関 27</p> <p> 4. 精神障害者の社会復帰施策と福祉施策 29</p> <p> 5. 保健所等で行う地域精神保健福祉活動 31</p> <p> 6. 精神障害当事者の相談 33</p> <p> 7. 個別課題 35</p> <p> 8. 担当症例のプレゼンテーション 37</p> <p> 9. 精神保健の新たな動き 38</p> <p> 10. 参考資料 40</p> <p>5 感染症・エイズ対策————水上</p> <p>【一般目標】 41</p> <p>【行動目標】 41</p> <p>【経験事項チェックリスト】 41</p> <p>【自己評価票】 41</p> <p>【解説】 42</p> <p> 1. 感染症対策 42</p> <p> 2. 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律 42</p> <p> 3. 保健所における感染症対応の実際 43</p> <p> 4. 主な感染症の特徴 45</p> <p> 5. 感染症サーベイランスシステム 46</p> <p> 6. 院内・施設内感染対策 47</p> <p> 7. AIDS/HIVの現状 48</p> <p> 8. エイズに関する医療保健福祉対策 49</p> <p> 9. エイズ相談・カウンセリング 51</p> <p> 10. 参考資料 52</p>
--	---

6 結核対策	中村
【一般目標】	54
【行動目標】	54
【経験事項チェックリスト】	54
【自己評価票】	55
【解説】	55
1. 結核対策の概要	55
2. 臨床医に求められる届出, その他の事項	58
3. 結核登録者情報システム	59
4. DOTS (Directly Observed Treatment, Short course ; 直接監視下短期化学療法) 戦略	60
5. 接触者等の調査と健康診断の計画, 実施	60
6. ツベルクリン反応 (ツ反) 検査と QuantiFERON-TB第2世代 (QFT-2G)	61
7. 結核の院内感染防止対策	61
8. 参考資料	62
7 難病対策	田中
【一般目標】	63
【行動目標】	63
【経験事項チェックリスト】	63
【自己評価票】	63
【解説】	63
1. 難病対策の概要	63
2. 保健所の事業	65
3. 難病患者等居宅生活支援事業	67
4. 特定疾患治療研究事業	68
5. 都道府県実施事業 (群馬県の場合)	70
6. 参考資料	72
8 健康づくり	早乙女
【一般目標】	73
【行動目標】	73
【経験事項チェックリスト】	73
【自己評価票】	73
【解説】	73
1. ヘルスプロモーション	73
2. 健康日本21の推進	75
3. 健康増進法の制定	76
4. 地域健康づくり活動の実践モデル	77
5. 地域健康づくり活動の実践例	78
6. 生活習慣病とその予防	79

7. 健康行動理論	80
8. 群馬県における健康づくり県民運動	81
9. 群馬県民健康憲章 (昭和62年5月策定)	83
10. 平成17年度のトピックス	83
11. 平成20年度に向けて	86
12. 参考資料	87
9 医療・医務安全対策	福田
【一般目標】	89
【行動目標】	89
【経験事項チェックリスト】	89
【自己評価票】	89
【解説】	89
1. 医療安全に関する立入検査の概要	89
2. 医師法, 医療法, 医事法学を理解する	90
3. 医療監視 (立入検査)	90
4. 関係法規・通知	94
5. 参考資料	94
10 介護保険	古田
【一般目標】	95
【行動目標】	95
【経験事項チェックリスト】	95
【自己評価票】	95
【解説】	96
1. 介護保険制度の創設	96
2. 介護保険制度の概略	96
3. 要介護・要支援の認定	99
4. 介護サービス計画の作成	101
5. 介護保険給付	102
6. 保険費用の負担	104
7. 地域支援事業の創設	105
8. 主治医意見書	105
9. 参考資料	106
11 食中毒対策	古田
【一般目標】	107
【行動目標】	107
【経験事項チェックリスト】	107
【自己評価票】	107
【解説】	107
1. 食品衛生行政	107
2. 行政による食品の安全確保	111
3. 食品安全基本法 (平成15年7月施行)	112

4. 参考資料	114
12 生活環境対策 ————— 服部	
【一般目標】	115
【行動目標】	115
【経験事項チェックリスト】	115
【自己評価票】	115
【解説】	115
1. 室内環境整備	115
2. レジオネラ対策	116
3. 水道行政	117
13 環境保全対策 ————— 服部	
【一般目標】	119
【行動目標】	119
【経験事項チェックリスト】	119
【自己評価票】	119
【解説】	119
1. 大気汚染の現状	119
2. 水質汚濁の現状	120
3. 廃棄物処理	120
4. 合併浄化槽による尿尿および家庭排水処理	120
14 人口動態統計 ————— 栗原	
【一般目標】	122
【行動目標】	122
【経験事項チェックリスト】	122
【自己評価票】	122
【解説】	122
1. 人口動態統計の意義と体系	122
2. 死亡診断書の正しい記載	123
3. 人口動態統計を用いた地域特性の把握	126
4. 参考資料	126
15 薬事 ————— 栗原	
【一般目標】	127
【行動目標】	127
【経験事項チェックリスト】	127
【自己評価票】	127
【解説】	127
1. 薬事対策の動向	127
2. 医薬品等の生産と輸出入	132
3. 医薬品等の安全性と有効性の確保	134

4. 特殊な医薬品, 毒物・劇物	139
5. 医療機関における麻薬の取り扱い	146
6. 参考資料	147
16 歯科保健対策 ————— 小泉	
【一般目標】	148
【行動目標】	148
【経験事項チェックリスト】	148
【自己評価票】	148
【解説】	148
1. 歯科疾患の特徴と歯科保健指標	148
2. 地域歯科保健事業と根拠法令	151
3. 歯科保健活動と医師の関わり	153
4. 参考資料	156
17 健康危機管理 ————— 津久井	
【一般目標】	157
【行動目標】	157
【経験事項チェックリスト】	157
【自己評価票】	157
【解説】	157
1. 健康危機管理の定義	157
2. 健康危機管理における保健所の役割	158
3. 健康危機管理の4つの側面	158
4. 群馬県における健康危機管理体制	159
5. 新型インフルエンザ対策	159
6. 参考資料	160

■資料編

*印
研修期間や事件・事故の発生頻度から、機会があった場合に限られる項目には先頭に*印をつけた

資料8 大阪府 25年度医師業務研修等実績一覧

■平成25年度 医師業務研修実施状況

回	日付	曜日	研修テーマ	講師等	参加数(人)
1	4月15日	月	○がん化学療法の最前線について	大阪大学大学院医学系研究科 消化器癌先進化学療法開発学 准教授 佐藤 太郎 氏	25
2	6月10日	月	○内視鏡の立場からみた消化管(胃がん・大腸がん)のがん検診 1)従来からの検診の実態、症例提示 2)ピロリ菌の感染診断と除菌治療 ～胃がんの予防に向けての今後の展開と課題～	大阪がん循環器病予防センター 内視鏡部特任部長 岡野 弥高 氏	25
			○第二期大阪府がん対策推進計画について	保健医療室健康づくり課 がん対策グループ 課長補佐 瀬戸山 貴志 氏	
3	7月8日	月	○第2次大阪府健康増進計画におけるアルコール対策について	保健医療室健康づくり課 参事 狭間 礼子 氏	33
			○アルコール依存症の最近の知見	医療法人和気会 新生会病院 病院長 和気 浩三 氏	
4	9月12日	木	○津波・高潮ステーション見学会 (西大阪治水事務所)	西大阪治水事務所 主査 新堀 満 氏	15
5	9月27日	金	○感染制御のために必要な多剤耐性菌の基礎知識 ～現状、課題、対策～	感染症コンサルタント 青木 眞氏	30
6	10月7日	月	○出生前診断 ～母体血胎児染色体検査を中心に～	大阪大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター 助教 金川 武司 氏	21
			○大阪府における不妊治療の助成の現状 ○脳脊髄液減少症について	保健医療室健康づくり課 課長 撫井 賀代 氏	
7	11月11日	月	○在宅医療における薬剤の取り扱い	薬務課 総括主査 新木 知宏 氏	22
			○緩和医療における最近の視点	独立行政法人 国立がん研究センター中央病院 緩和医療科長 的場 元弘 氏	
8	12月9日	月	○第2次大阪府健康増進計画について	保健医療室健康づくり課 参事 狭間 礼子 氏	54
			○第二期大阪府がん対策推進計画について	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター がん予防情報センター 疫学予防課長 中山 富雄氏	
			○循環器疾患対策の最新のエビデンス	大阪大学大学院医学系研究科 公衆衛生学教室 教授 磯 博康 氏	
9	2月10日	月	○精神保健福祉法の改正について	保健医療室地域保健感染症課 精神保健グループ 課長補佐 川原 健史氏	
			○統合失調症の地域生活支援に向けた今日の心理社会的治療	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター 総合治療科 岩田 和彦 氏	

(派遣研修の実績)

健康危機管理研修(実務編)	国立保健医療科学院	医師3名
〃 (高度技術編)	同上	医師1名
エイズ対策研修	同上	医師1名
結核研修(医師・対策コース・5日間)	結核予防会結核研究所	医師3名
結核研修(結核対策総合コース・10日間)	同上	医師1名
全国公衆衛生学会(三重県)		医師・歯科医師計10名
全国所長会研修会(東京都)		医師5名
その他各種学会		医師5名

資料9 福岡県医師研修実施要領及び実績

平成25年度保健福祉環境事務所等勤務医師保健福祉行政研修実施要領

(目的)

第1 この要領は、保健福祉環境事務所等において公衆衛生に従事する医師・歯科医師に対し、保健福祉行政に関する体系的な研修を行い、公衆衛生活動の中で中心的役割を担う医師・歯科医師の定着、資質の向上及び人材の育成を図ることを目的とする。

(区分)

第2 研修は次の2種類とする。

- (1) 事例検討会
- (2) 講話

(研修の内容等)

第3 上記研修の目的、対象、内容、実施回数及び実施場所は、別表のとおりとする。

(庶務)

第4 この研修に係る庶務は、保健医療介護部保健医療介護総務課が行う。

附 則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

別表

平成25年度保健福祉環境事務所等勤務医師保健福祉行政研修計画

研修名	事例検討会	講話
目的	公衆衛生活動事例の検討による必要な知識・技術の向上	公衆衛生活動上必要な幅広い知識・技術の習得
対象	保健福祉環境事務所等に勤務する医師・歯科医師	保健福祉環境事務所等に勤務する医師・歯科医師
内容	本研修受講者により提出された公衆衛生活動事例に基づく事例検討	大学等の専門家による公衆衛生活動に関連した講話
実施回数	概ね9回	予算の範囲内
実施場所	県庁会議室等	県庁会議室等

平成24年度福岡県保健福祉行政研修

回	実施日	場所	ケース メソッド	講話	勉強会	テーマ名
第1回	H24 5/1	保健 医療 介護 部 会議室		○		医療行政について
				○		県庁時代を振り返って
					○	平成23年度結核研究所 結核対策合同アドヴァンスコースに参加して
第2回	H24 6/1	行政 5号 会議 室	○			平成23年度福岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習
				○		保健医療計画について
第3回	H24 7/6	行政 3号 会議 室	○			バイキング料理による食中毒の一例
				○		介護保険制度の概要
第4回	H24 9/7	保健 医療 介護 部 会議室	○			25条通報の一例
					○	まつ毛エクステンションの危害について
					○	ロタウイルスとノロウイルスの予防ワクチンについて
第5回	H24 10/5	保健 医療 介護 部 会議室	○			刑務所からの26条通報への対応について
					○	環境過敏症について
					○	放射線から身を守るには
第6回	H24 11/2	保健 医療 介護 部 会議室	○			メンタルヘルス不調が疑われる職員への対応
					○	九州北部豪雨災害
第7回	H24 12/7	特別 5号 会議 室 (吉塚)	○			アロマサロンにおける無許可化粧品等販売事例について
					○	セクソロジー店仕舞い(何故店仕舞いか?)
第8回	H25 1/11	行政 4号 会議 室	○			管内医療機関における多剤耐性緑膿菌感染症 院内感染事例について
					○	現在の県産業医の活動について～メンタルヘルス相談から腰痛職場巡視まで～
					○	野口 英世は偉大でない?
第9回	H25 2/1	保健 医療 介護 部 会議室	○			シャムワニ逸走事例
					○	統計ははじめの一步～保健所で使う方法を、基本的なレベルで～
特別 研修	H25 3/1	特別 3号 会議 室 (吉塚)		○		WHO本部視察研修報告
				○		緊急被ばく医療初級講座受講報告

分担事業者・事業協力者・助言者・事務局 一覧

【分担事業者】

宇田 英典 (鹿児島県伊集院保健所長)

【事業協力者】

山本 長史 (北海道室蘭保健所長)

大原 宰 (北海道上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室長)

照井 有紀 (宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所) 技術副参事兼技術次長)

武智 浩之 (群馬県 伊勢崎保健福祉事務所(兼)安中保健福祉事務所
(兼)藤岡保健福祉事務所技師長)

城所 敏英 (東京都島しょ保健所長)

高橋 千香 (東京都北区 健康福祉部副参事)

北川 信一郎 (京都市上京区保健センター 健康づくり推進課 担当課長)

西垣 明子 (長野県木曾保健所長)

河合 貴文 (名古屋市中保健所医師)

◎ 宮園 将哉 (大阪府池田保健所長)

島田 晃秀 (三重県松阪保健所長)

三田 晃史 (神戸市須磨区保健福祉部健康福祉課医師)

廣瀬 浩美 (愛媛県今治保健所長)

村下 伯 (島根県健康福祉部医療政策課医療企画監)

○ 橋本 弥生 (福岡県糸島保健所副保健監(糸島保健福祉事務所))

古賀 義孝 (佐賀県中部保健所長)

【助言者】

政田 敏裕 (厚労省健康局がん対策・健増課地域保健室室長)

林 修一郎 (厚労省健康局がん対策・健増課課長補佐)

岡田 就将 (厚生労働省健康局がん対策・健康増進課課長補佐)

澁谷 いづみ (愛知県豊川保健所所長)

曾根 智史 (国立保健医療科学院国際協力研究部長)

【事務局】

一乗 健太郎 (一般財団法人日本公衆衛生協会総務課・全国保健所長会)

◎ ガイドライン編集

○ 事例集編集

平成25年度 地域保健総合推進事業
全国保健所長会協力事業

「地方自治体における公衆衛生医師職員の
確保と育成に関するガイドライン」

平成26年3月 発行

発行 一般財団法人 日本公衆衛生協会 全国保健所長会
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8
電話 03-3352-4281

